様式第五十四（第六十三条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第59条第１項の規定に基づき、判定の業務の一部（全部）の休止（廃止）をするので、次のとおり届け出ます。

（略）

様式第五十五（第六十五条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第61条第１項に規定する登録を受けたいので、同条の規定に基づき、申請します。

（略）

様式第五十六（第六十八条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

下記のとおり、

⑴　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

⑵　評価の業務を行う事務所の所在地

⑶　評価員の氏名

⑷　役員の氏名（届出者が法人である場合に限る。）

⑸　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名

⑹　評価の業務を行う区域

を変更するので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第61条第２項において準用する同法第47条第２項の規定に基づき、届け出ます。

（略）

様式第五十七（第六十九条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第61条第２項において準用する同法第48条第１項の登録の更新を受けたいので、同法第61条第２項において読み替えて準用する同法第48条第２項において準用する同法第44条の規定に基づき、申請します。

（略）

様式第五十八（第七十条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第61条第２項において準用する同法第49条第２項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

（略）

様式第六十三（第七十二条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

評価業務規程を定めたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第61条第２項において読み替えて準用する同法第53条第１項前段の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

（略）

様式第五十四（第六十三条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第54条第１項の規定に基づき、判定の業務の一部（全部）の休止（廃止）をするので、次のとおり届け出ます。

（略）

様式第五十五（第六十五条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第56条第１項に規定する登録を受けたいので、同条の規定に基づき、申請します。

（略）

様式第五十六（第六十八条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

下記のとおり、

⑴　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

⑵　評価の業務を行う事務所の所在地

⑶　評価員の氏名

⑷　役員の氏名（届出者が法人である場合に限る。）

⑸　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名

⑹　評価の業務を行う区域

を変更するので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第56条第２項において準用する同法第42条第２項の規定に基づき、届け出ます。

（略）

様式第五十七（第六十九条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第56条第２項において準用する同法第43条第１項の登録の更新を受けたいので、同法第56条第２項において読み替えて準用する同法第43条第２項において準用する同法第39条の規定に基づき、申請します。

（略）

様式第五十八（第七十条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第56条第２項において準用する同法第44条第２項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

（略）

様式第六十三（第七十二条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

評価業務規程を定めたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第56条第２項において読み替えて準用する同法第48条第１項前段の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

（略）